

きゅうゆうせい ほ ごほう

旧優生保護法による

優生手術・人工妊娠中絶などを受けた方へ

れいわ ねん がつ にち きゅうゆうせい ほ ごほう ほしゅうきんとう し きゅうほう い か ほう せいりつ
○令和6年10月8日に、「旧優生保護法補償金等支給法(以下「法」という)」が成立し、
れいわ ねん がつ にち しこう
令和7年1月17日に施行されました。

ほう もと ゆうせいしゅじゅつ じんこうにんしんちゅうぜつ う かた ほしゅうきんとう し きゅう
○法に基づき、優生手術・人工妊娠中絶などを受けた方には補償金等が支給されま
す。

とっとりけん たいしやう かた かんけいしゃ かた たい ほしゅうきんとう かん
○鳥取県では、対象となる方やその関係者の方に対して、補償金等に関する事など
そうだん たいおう まい も よ そうだんまどぐち れんらく
相談に対応して参りますので、最寄りの相談窓口へご連絡ください。

＜補償金等の対象となる方について＞

① 補償金

たいしやう しょうわ ねん がつ にち へいせい ねん がつ にち あいだ きゅうゆうせい ほ ごほう
対象：昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法
もと ゆうせいしゅじゅつとう う ほんにん およ はいぐうしゃ
に基づく優生手術等を受けた本人 及びその配偶者
（死亡している場合はその遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、
しょうだいしまい ひまご おいめい
兄弟姉妹、曾孫又は甥姪））

し きゅうがく ほんにん まんえん はいぐうしゃ まんえん
支給額：本人 1,500万円 配偶者 500万円

② 優生手術等一時金

たいしやう きゅうゆうせい ほ ごほう もと ゆうせいしゅじゅつとう う ほんにん
対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で
せいぞん かた
生存されている方

し きゅうがく まんえん
支給額：320万円

③ 人工妊娠中絶等一時金

たいしやう きゅうゆうせい ほ ごほう もと じんこうにんしんちゅうぜつ う ほんにん
対象：旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶を受けた本人で
せいぞん かた
生存されている方

し きゅうがく まんえん
支給額：200万円

とあさき <お問い合わせ先>

とっとりけんきゅうゆうせいほごほうそうごうそうだんまどぐち
 ○鳥取県旧優生保護法総合相談窓口

ちく地区	まどぐち窓口	れんらくさき連絡先
とうぶ 東部	とっとりけんふくしほけんぶ 鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 ふくしほけんか 福祉保健課	でんわばんごう 電話番号：0857-26-7145 ファクシミリ：0857-26-8116 でんし 電子メール：yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
ちゅうぶ 中部	とっとりけん 鳥取県 ちゅうぶそうごうじむしょくらくよしほけんしよ 中部総合事務所倉吉保健所 けんこうしえんそうむか 健康支援総務課	でんわばんごう 電話番号：0858-23-3146 ファクシミリ：0858-23-4803 でんし 電子メール：chubu-yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
せいぶ 西部	とっとりけん 鳥取県 せいぶそうごうじむしよなごほけんしよ 西部総合事務所米子保健所 いやく・かんせんしようたいさくか 医薬・感染症対策課	でんわばんごう 電話番号：0859-31-9317 ファクシミリ：0859-34-1392 でんし 電子メール：seibu-yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp

うけつけじかん かくちくきょうつう げつようび きんようび どにしゆくじつ ねんまつねんしのぞ
 受付時間（各地区共通）8：30～17：15（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

ほしょうきんとうせいきゅうてつづ <補償金等の請求手続きについて>



鳥取県相談窓口
ページ

- ・お住まいの地区にある相談窓口へご連絡ください。
- ・請求書は、こども家庭庁のホームページ
 (<https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokin>)に掲載しているほか、
 鳥取県のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/273803.htm>)や窓口
 などでも入手できます。
- ・請求書に必要な資料を添付して提出してください。（郵送による提出も可能です。）
- ・相談窓口で請求書の書き方や添付書類について、説明や支援を行います。

せいきゅうきげん れいわ ねん がつ にち
【請求期限：令和12年1月16日】

<参考>

かていちよう きゅうゆうせいほごほうほしょうきんとうそうだんまどぐち
 ○こども家庭庁旧優生保護法補償金等相談窓口

でんわばんごう
電話番号 03-3595-2575

ファクシミリ 03-3595-2753

でんし
電子メール kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

うけつけじかん げつようび きんようび どにしゆくじつ ねんまつねんしのぞ
 受付時間 10：00～17：00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）



こども家庭庁
旧優生保護法補償金等特設サイト